

資料No.2
別紙1

国民健康保険システム標準化
検討会（第4回）

令和7年3月21日

デジタル庁が実施する経過措置の申請対象となる 国民健康保険システムの機能要件について（案）

国民健康保険システム標準化検討会
事務局

国民健康保険システム標準仕様書における「実装必須機能（経過措置対象）」とデジタル庁による「移行後の経過措置（一部機能の移行後の実装等）」について

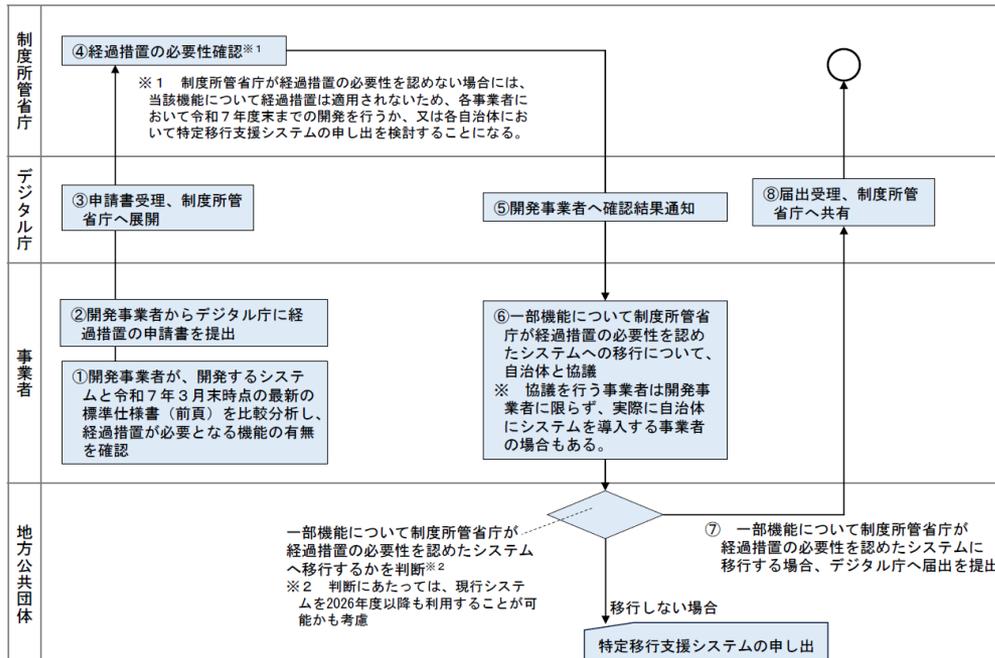
- 国民健康保険システム標準仕様書（以下「国保標準仕様書」という。）に係る令和6年度の標準化検討会にて実装必須機能（経過措置対象）とする機能について整理を行い、全国意見照会を行ったうえで国保標準仕様書【第1.4版】の本紙及び別紙において、経過措置に係る記載を反映したところ。

国保標準仕様書【第1.4版】（本紙）第3章 1.（16）実装必須機能（経過措置対象について）

国民健康保険の制度運営に直結しない実装必須機能について、本仕様書に示す機能要件のとおり国民健康保険システムに実装されていない場合でも、システム外での対応や現行機能の継続利用等による代替運用が可能であり、市区町村の事務に支障がないと考えられる機能については時限を設けた標準オプション機能とする方針とし、機能・帳票要件に以下のとおり示している。
（機能・帳票要件の記載方法は省略）

- 一方、令和7年2月にデジタル庁から「移行後の経過措置（一部機能の移行後の実装等）」についてにおいても、経過措置の考え方及び適用の流れが示されたことを受け、令和7年3月10日に実施した国保標準仕様書第4回合同ワーキングチームにおいて、これら2つの経過措置の関係性について示すようご意見をいただいたため、この点についても国保標準仕様書【第1.4版】の本紙に記載を追加している。

4. 経過措置適用のフロー



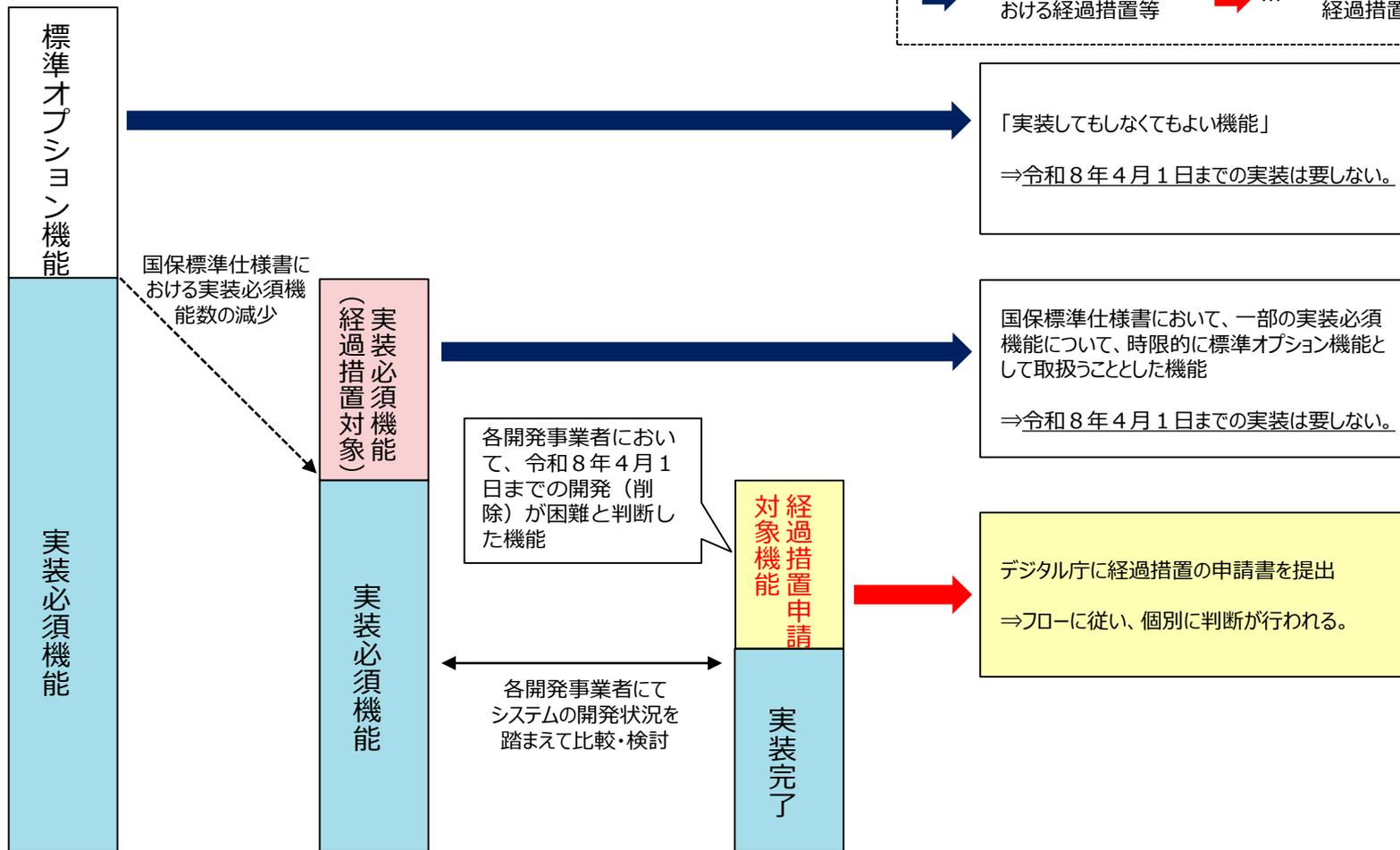
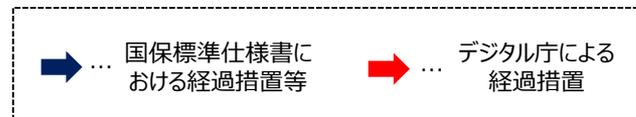
国保標準仕様書【第1.4版】（本紙）第3章 1.（16）実装必須機能（経過措置対象について）

機能・帳票要件に示した実装必須機能（経過措置対象）以外の実装必須機能について経過措置対象とする必要がある場合は、令和7年2月にデジタル庁より示された「移行後の経過措置（一部機能の移行後の実装等）」について「4. 経過措置適用のフロー」に従い手続きを行う必要がある。

国民健康保険システム標準仕様書における「実装必須機能（経過措置対象）」とデジタル庁による「移行後の経過措置（一部機能の移行後の実装等）」について

- 国保標準仕様書においては、実装必須機能（経過措置対象）を規定したことにより、令和8年4月1日までに実装すべき機能数が全体として減少することとなるが、個々の国保システムにおいて、なお残る実装必須機能を令和8年4月1日まで実装することが困難である状況が生じた場合には、デジタル庁が示す経過措置適用のフロー（下図において「フロー」という。）に従い、個別に経過措置の申請を行うこととなる。

【イメージ図】



国保標準仕様書に規定する機能要件
(～第1.3版まで)

国保標準仕様書に規定する機能要件
(第1.4版)

各国保システム
(開発事業者)